

「商品C F D取引約款」新旧対照表

平成26年11月15日

(下線部分変更)

新	旧
第39条（免責事項） 1.次の各号に掲げる損害については、当社はその責めを負わないものとします。 (1)～(6) （省略） (7) <u>お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。</u> (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID等の一致を確認した上で行われた本取引等により生じた損害。</u> 第45条（電磁的方法による報告等） 当社は、第35条および第36条に定める書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。この場合において、当社はお客様からの当該書面によるべき報告または届出を受け入れたものとします。	第39条（免責事項） 1.次の各号に掲げる損害については、当社はその責めを負わないものとします。 (1)～(6) （省略） (7) <u>所定の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害。</u> (8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が<u>ユーザーID・パスワード・暗証番号（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した上で行われた本取引等により生じた損害。</u> 第45条（電磁的方法による報告等） 当社は、第35条および第36条に定める書面（<u>但し、印鑑または署名鑑の変更に係るものを除きます。</u>）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。この場合において、当社はお客様からの当該書面によるべき報告または届出を受け入れたものとします。